

町田市広報課 TEL 042-724-2101

プレスリリース [2019年5月21日]

(計1枚)

建設中のごみ処理施設に関し、周辺自治会・町内会等15団体と 生活環境の保全に関する協定を締結

市は、地域住民の健康・安全の確保及び生活環境の保全を目的として、現在建設を進めているごみ処理施設（下小山田町 3160 番 1 外）の周辺自治会・町内会等（15 団体）と「町田市バイオエネルギーセンター環境保全協定書」を締結し、5月21日に調印式を行いました。

この協定には、ダイオキシン類の排出濃度を国が定める規制値の10分の1、窒素酸化物の排出濃度を8分の1とするなど、より厳しい自主規制値を設けるとともに、騒音、振動、臭気、排水基準の他、ごみ運搬車両の運行等周辺地域にお住まいの方々への配慮事項についても遵守していくことが明記されています。

■ 協定名称：町田市バイオエネルギーセンター環境保全協定書

■ 協定締結先

もみじ台町内会、忠生中央町内会、根岸町内会、忠生自然自治会、忠生忠霊地区自治会、忠生四丁目町内会、上小山田町内会、下小山田町内会、桜美林台自治会、函師町内会、馬駈自治会 常盤町内会、矢部町町内会、清住平自治会、小山田桜台自治連合会 全 15 団体

■ 協定に基づく自主規制値

項目	規制	規制値
ばいじん [g/m ³ N]	自主	0.005
	法令	0.04
窒素酸化物 [ppm]	自主	30
	法令	250
硫黄酸化物 [ppm]	自主	10
	法令	580
塩化水素 [ppm]	自主	10
	法令	430
ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]	自主	0.01
	法令	0.1

■ 本件に関するお問い合わせ先

環境資源部循環型施設整備課 課長 平本 TEL 042-724-4384